

防衛省訓令第 37 号

装備品等の研究開発に関する訓令を次のように定める。

平成 27 年 10 月 1 日

防衛大臣 中谷 元

装備品等の研究開発に関する訓令

改正 平成 28 年 3 月 31 日省訓第 37 号

改正 令和 2 年 6 月 30 日省訓第 41 号

改正 令和 5 年 2 月 14 日省訓第 3 号

改正 令和 5 年 6 月 12 日省訓第 51 号

装備品等の研究開発に関する訓令（平成 18 年防衛庁訓令第 25 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）

第 2 章 防衛装備庁が実施する装備品等の研究開発
（第 6 条）

第 3 章 装備品等の研究開発の中長期見積り（第 7 条
－第 10 条）

第 4 章 装備品等の研究開発の年度業務計画（第 11
条・第 12 条）

第 5 章 装備品等の研究開発の実施（第 13 条－第 16 条）

第 6 章 装備品等の研究開発の報告（第 17 条－第 22 条）

第 7 章 早期装備化を実現する装備品等の研究開発（第 23 条）

第 8 章 雑則（第 24 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、装備品等の研究開発（防衛省設置法（昭和 29 年法律第 164 号）第 4 条第 1 項第 14 号に規定する装備品等の研究開発をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 各幕僚長等 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚

長、航空幕僚長又は情報本部長をいう。

(2) 各自衛隊等 統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊又は情報本部をいう。

(3) 長官 防衛装備庁長官をいう。

(4) 装備品等 防衛省設置法第4条第1項第13号に規定する装備品等をいう。

(5) 装備品等の研究 防衛装備庁が行う各自衛隊等の装備品等の創製に必要な科学技術又はその知識を取得するための調査研究、考案及び試験をいう。

(6) 装備品等の開発 防衛装備庁が各自衛隊等の装備品等の創製又は装備品等の機能、性能、諸元及び構造についての重要な改善若しくは能力向上をするために行う考案、設計、試作及び試験並びに各自衛隊等がその実用性の評価その他の評価をするために行う試験をいう。

(7) 装備品等の研究改善 各自衛隊等が行う装備品等の軽易な改善及びその試験をいう。

(適用除外)

第 3 条 この訓令の規定は、次条、第 7 条、第 8 条、第 11 条、第 16 条及び第 20 条から第 22 条までの規定を除き、船舶の造修等に関する訓令（昭和 32 年防衛庁訓令第 43 号）の規定による船舶の製造又は改造については適用しない。

（装備品等の研究開発についての指針）

第 4 条 装備品等の研究開発は、次に掲げる基本方針に沿って実施するものとする。

- (1) 我が国の防衛力の強化に資する先進的な装備品等の研究開発を実施するとともに、技術的なリスクの高い研究開発を実施するに際しては、状況の変化に応じて柔軟に計画の見直しを図り、より優れた装備品等の創製に努めること
- (2) 装備品等を取り巻く環境の変化の速さを踏まえ、各自衛隊等が必要とする装備品等を必要な時期に装備化できるよう、新たな研究開発手法及びデジタル化技術を積極的に導入及び活用し、迅速かつ効率的な装備品等の研究開発を実施すること

(3) 装備品等の最適な取得のため、ライフサイクル

(装備品等のプロジェクト管理に関する訓令(平成27年防衛省訓令第36号。第13条第2号において「プロジェクト管理訓令」という。)第2条第10号に規定するライフサイクルをいう。次条において同じ。)を通じたリスク管理を踏まえた装備品等の研究開発を実施すること

(4) 民生における革新的かつ萌芽的な先進技術の発掘、

育成及び装備品等への適用並びに民生先端技術の短期実用化及び重要なその周辺技術の短期獲得のために、外部の研究開発機関等への研究の委託を積極的に活用すること

(5) 前各号の方針の実現のため、費用対効果を踏まえ、

試験評価の実施も含め、民間企業等の能力を積極的に活用すること

2 防衛大臣は、研究開発評価(装備品等の研究開発に関して行われる評価をいう。)の指針その他の指針については、別に定めるものとする。

(実施の協力)

第5条 防衛省本省の内部部局、各自衛隊等及び防衛装備庁は、装備品等の取得が当該装備品等のライフサイクルを通じた機能及び性能、コスト並びにスケジュールの管理を通じて初めて実現されることを踏まえ、装備品等の研究開発の実施に関し、相互に密接に協力しなければならない。

第2章 防衛装備庁が実施する装備品等の研究開発

第6条 長官は、防衛装備庁の発意による装備品等の研究（次項において「装備庁要求事業」という。）及び各自衛隊等からの要求に基づく装備品等の研究開発（第3項において「各自衛隊等要求事業」という。）を実施するものとする。

2 長官は、装備品等研究依頼（各自衛隊等が防衛装備庁に対して行う、長期的観点に立脚し、将来の取得又は改善が必要と見込まれる装備品等の研究の依頼をいう。第10条において同じ。）等により装備品等の取

得及び改善等に係る各自衛隊等の潜在的な要望や進展の速い新興技術及び革新技术の動向等を把握し、将来必要と予想される装備技術や将来実用化される可能性を秘めた先進技術等の獲得を目的として、装備庁要求事業を実施するものとする。

3 長官は、装備品等研究開発要求（各自衛隊等が防衛装備庁に対して行う、将来の装備化を見据えた装備品等の研究開発の要求をいう。以下同じ。）を受けた場合には、その内容を精査の上、当該要求に記載された要求事項等の達成を目指して、各自衛隊等要求事業を実施するものとする。

4 長官は、防衛装備庁受託試験研究規則（昭和33年総理府令第28号）第3条に規定する委託者と受託契約を締結し、受託試験研究（防衛装備庁が委託により行う試験研究をいう。）を実施することができる。

第3章 装備品等の研究開発の中長期見積り

（技術動向見積り）

第7条 長官は、情報業務の実施に関する訓令（平成1

8 年防衛庁訓令第 2 1 号) 第 1 9 条に規定する長期情報見積り (次条第 1 項において「長期情報見積り」という。) の作成時期を考慮し、防衛技術調査分析 (装備品等についての科学技術に関する内外の動向を調査分析したものをいう。) を参考として、将来の科学技術の動向及び内外の諸情勢を踏まえ、国外の特定の装備品等の動向を分析した技術動向見積りを作成し、防衛大臣に報告するとともに、情報本部長及び防衛諸計画の作成等に関する訓令 (平成 2 7 年防衛省訓令第 3 2 号。次条第 1 項及び第 1 2 条第 2 項において「諸計画訓令」という。) 第 5 条に規定する委員会に通知するものとする。

2 技術動向見積りは、原則としてその作成する年度以降おおむね 1 0 年間を対象として作成するものとする。

3 長官は、各幕僚長等に対し、技術動向見積りの作成に必要な資料の提出を求めることができる。

(研究開発取得ロードマップ)

第 8 条 長官は、研究開発取得ロードマップ (将来の戦

いに必要な獲得すべき能力や装備品等を明らかにすることを目的とし作成する装備品等の研究開発及び装備化に係る中期的な事業見積りをいう。次項において「ロードマップ」という。)を、原則としてその作成する年度以降おおむね10年間を対象として、国家安全保障戦略(令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定)、国家防衛戦略(令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定)及び防衛力整備計画(令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定)並びに技術動向見積り、長期情報見積り、防衛力指針(諸計画訓令第3条第2項第1号に規定する防衛力指針をいう。)及び統合運用構想(諸計画訓令第3条第2項第2号に規定する統合運用構想をいう。)並びに装備品等研究開発要求等を踏まえ、毎年度、所要の時期までに防衛政策局長、整備計画局長及び各幕僚長等の助言を受けて、作成するものとする。

- 2 長官は、ロードマップを作成したときは、防衛政策局長、整備計画局長及び各幕僚長等に通知するものと

する。

（装備品等研究開発見積り等）

第 9 条 装備品等研究開発見積り依頼は、防衛装備庁による装備品等の研究開発の必要性について、各自衛隊等における所要を明らかにすることを目的とし、第 3 項の規定による装備品等研究開発見積りの作成に資するよう各幕僚長等の指定する者が作成するものをいう。

2 各幕僚長等の指定する者は、運用上の必要性、要求事項等を努めて具体的に記載した装備品等研究開発見積り依頼について、装備品等研究開発見積りを作成する期間（最長 1 年程度とし、長官の指定する者と調整し決定するものとする。）を見込んだ上で、所要の時期までに作成の上、長官の指定する者に提出するものとする。ただし、当該依頼を提出した後に事情の変更その他の理由により、当該依頼の内容を修正する必要がある場合には、各幕僚長等の指定する者は、速やかにこれを修正の上、長官の指定する者に提出するものとする。

3 装備品等研究開発見積りは、長官の指定する者が装備品等の研究開発に係る技術的なリスクの分析その他の必要な分析を行うものであって、防衛装備庁による装備品等の研究開発に係る中長期の見積りを明らかにすることを目的とし、各自衛隊等における装備品等の研究開発の所要の検討に資するとともに、装備品等研究開発要求の作成に資するものをいう。

4 長官の指定する者は、第2項の規定により提出を受けた装備品等研究開発見積依頼に関し、原則として、当該依頼の提出を受けてから同項で決定した装備品等研究開発見積りを作成する期間内に技術的必要性、実施見積り等を努めて具体的に記載した装備品等研究開発見積りを作成の上、各幕僚長等の指定する者に提出するものとする。ただし、当該見積りを提出した後に第2項の装備品等研究開発見積依頼が修正された場合又は事情の変更その他の理由により、当該見積りの内容を修正する必要がある場合には、長官の指定する者は、速やかにこれを修正の上、各幕僚長等の指定す

る者に提出するものとする。

5 長官の指定する者は、長官が必要と認めた装備品等の研究開発に関し、所要の時期までに技術的必要性、実施見積り等を努めて具体的に記載した装備品等研究開発見積りを作成の上、各幕僚長等の指定する者に提出するものとする。ただし、当該見積りを提出した後に事情の変更その他の理由により、当該見積りの内容を修正する必要がある場合には、長官の指定する者は、速やかにこれを修正の上、各幕僚長等の指定する者に提出するものとする。

6 各幕僚長等の指定する者は、原則として、概算要求年度の前年度末日までに、第4項又は前項の規定により提出された装備品等研究開発見積りを基に運用上の必要性、要求事項等を努めて具体的に記載した装備品等研究開発要求を作成の上、長官の指定する者に提出するものとする。ただし、当該要求を提出した後に装備品等の研究開発の進捗又は事情の変更その他の理由により、当該要求の内容を修正する必要がある場合

には、各幕僚長等の指定する者は、速やかにこれを修正の上、長官の指定する者に提出するものとする。

- 7 防衛政策局長、整備計画局長及び統合幕僚長は、防衛政策上、防衛力整備上又は運用上の必要性に応じて、各幕僚長等に対し、装備品等研究開発要求の提出を求めることができる。

（装備品等研究依頼）

第10条 各幕僚長等の指定する者は、長官の指定する者と調整の上、原則として、概算要求年度の前年度1月末日までに必要性、依頼事項等を努めて具体的に記載した装備品等研究依頼を作成の上、長官の指定する者に提出するものとする。ただし、当該依頼を提出した後、に事情の変更その他の理由により、当該依頼の内容を修正する必要がある場合には、各幕僚長等の指定する者は、速やかにこれを修正の上、長官の指定する者に提出するものとする。

第4章 装備品等の研究開発の年度業務計画

（防衛装備庁の年度業務計画）

第 1 1 条 長官の指定する者は、第 9 条第 4 項及び第 5 項の規定により作成した装備品等研究開発見積り及び同条第 6 項の規定により提出された装備品等研究開発要求を踏まえ、実効的な事業管理のための基礎的資料とするため、原則として、研究開発事業を開始する年度の前年度末日までに、基本的な方針、機能及び性能並びに装備品等の開発にあっては当該開発から自衛隊の部隊配備までに要する総経費並びに目標とする見積り量産単価並びに当該開発から自衛隊の部隊での運用開始までのスケジュールを、装備品等の研究にあっては当該研究の総経費及びスケジュールを明らかにした年度業務計画を作成するものとする。

2 長官の指定する者は、前項の年度業務計画を作成した後、第 9 条第 6 項に規定する装備品等研究開発要求が修正された場合、装備品等の研究開発の進捗又は事情の変更その他の理由により、当該計画の内容を修正する必要があるときは、速やかに修正するものとする。

3 長官の指定する者は、第1項の計画の対象となる前年度の所要の時期までに、予算の成立後に作成することとなる当該計画の内容を想定しつつ、概算要求の基礎となる各研究開発事業に関する資料を作成するものとする。

（各自衛隊等の年度業務計画）

第12条 各幕僚長等は、装備品等の研究改善及び装備品等の開発について実用性の評価その他の評価をするために行う試験に係る年度業務計画を作成するものとする。

2 前項の作成に係る手続については、諸計画訓令第13条及び情報業務の実施に関する訓令第23条の規定によるものとする。

第5章 装備品等の研究開発の実施

（年度業務計画の実施）

第13条 長官の指定する者は、試作研究請負契約に係る仕様書（装備品等の標準化に関する訓令（昭和43年防衛庁訓令第33号）第3条第4号に規定する仕様

書をいう。)の作成に当たっては、原則として次に掲げる事項を規定するとともに、当該事項(第4号を除く。)の実施状況を次条に規定する技術審査等において、必要に応じて確認するものとする。

(1) 装備品等の研究開発に係るリスクは、装備品等の構想、設計、試作及び試験のみならず、自衛隊の部隊への配備に至るまで総合的に管理する必要があることから、装備品等の研究開発が複数の契約から構成される場合も、個別の契約に限定された視点に立つことなく、研究開発事業全体の期間を通じたリスク管理に努めること

(2) ライフサイクルコスト(プロジェクト管理訓令第2条第11号に規定するライフサイクルコストをいう。以下この章及び第22条第1項第3号において同じ。)の大部分は設計段階で確定することを踏まえ、将来の量産以降の段階のコストを含むライフサイクルコストを可能な限り低減及び抑制する設計に努めること

(3) 研究開発事業全体を見据え、研究開発総経費、見
積量産単価及び契約単位のみならず試験段階も含め
た研究開発事業全体のスケジュールを契約後速やか
に見積もり、それらの管理に努めること

(4) 次条の技術審査の実施に関すること

(技術審査の実施)

第 14 条 長官の指定する者が実施する技術審査におい
ては、装備品等の研究開発に当たって、次に掲げる事
項を達成するため、必要に応じ、試作研究請負契約の
相手方（下請負を含む。）の設計、製造及び試験に係
る計画並びに成果の妥当性を審査し、当該契約の相手
方に修正を求めるものとする。

(1) 装備品等の機能及び性能が運用上及び技術上の要
求を満たすこと

(2) 予定された経費（装備品等の開発にあってはライ
フサイクルコストを含む。）の範囲内であること

(3) 予定された時期までに完了すること

(試験の実施)

第 15 条 長官は、装備品等の研究開発に係る試験を行う場合には、必要に応じ、各幕僚長等に協力を求めることができる。

2 装備品等の研究開発の試験の実施に当たっては、装備品等の研究開発の効率化及び期間短縮を実現するため、前条に規定する契約の相手方による試作から試験までの一括実施、民間企業等外部に委託可能な試験評価の積極的な推進、技術試験（装備品等の開発において、防衛装備庁が試作された装備品等（以下この項及び次条において「試作品」という。）の性能について設計に適合するか否かを評価するために行う試験をいう。）と実用試験（装備品等の開発において、各自衛隊等が試作品について使用目的に適合するか否かを評価するために行う試験をいう。第 18 条及び第 20 条第 4 項において同じ。）の同時実施等、各々の装備品等の特性に応じた適切な試験の方法を追求するものとする。

（研究開発における不測事態の報告）

第 1 6 条 防衛装備庁において装備品等の研究開発の計画又は実施に関する業務を行う者は、当該研究開発の実施の過程において、試作品等の不具合等不測の事態が発生し、第 1 4 条各号に掲げる事項に影響を及ぼす可能性が認められる場合には、長官の指定する者に直ちに報告（第 2 2 条第 1 項において「研究開発不測事態報告」という。）するとともに、必要に応じて長官に報告するものとする。

第 6 章 装備品等の研究開発の報告

（防衛装備庁の成果等の報告）

第 1 7 条 長官の指定する者は、設計又は試験の終了時等、次段階に移行する装備品等の研究開発上の重要な時点において、当該装備品等の研究開発におけるそれまでの成果及び失敗並びに教訓並びにそれ以降の段階におけるリスク及び進捗の見積りについて記載した成果報告を作成し、長官に報告するとともに、必要に応じて各幕僚長等に通知するものとする。

（各自衛隊等の成果等の報告）

第 18 条 各幕僚長等は、装備品等の開発について実用試験が終了した場合には、当該試験の結果に当該装備品等が自衛隊の部隊の使用に供し得るか否かについての意見及び当該装備品等の名称の案を付して、防衛大臣に報告するとともに、長官に通知するものとする。

2 防衛大臣は、前項の規定により報告を受けた実用試験の結果及び意見の内容について、装備取得委員会（装備取得委員会に関する訓令（平成 27 年防衛省訓令第 38 号）に規定する委員会をいう。以下この章及び次章において同じ。）に諮問し、その答申を踏まえ、当該報告に係る装備品等について自衛隊の部隊の使用に供し得るか否かを決定し、併せて当該装備品等の名称を決定する。ただし、防衛大臣は、第 4 項の規定により当該装備品等について自衛隊の部隊の使用に供し得る見通しがあると決定し、かつ、前項に規定する実用試験の結果、各幕僚長等が当該装備品等について自衛隊の部隊の使用に供し得ると意見を付した場合には、装備取得委員会に諮問しないことができる。

- 3 各幕僚長等は、整備計画局長と調整した上で、防衛力整備上の事情により、装備品等の開発における実用試験の終了前に当該装備品等の量産に着手する必要がある場合には、長官の協力を得て、当該装備品等の研究開発で得られた成果に当該装備品等が自衛隊の部隊の使用に供し得る見通しがある旨の意見を付して、防衛大臣に報告するとともに、長官に通知するものとする。
- 4 防衛大臣は、前項の規定による報告の内容について、装備取得委員会に諮問し、その答申を踏まえ、当該報告に係る装備品等について自衛隊の部隊の使用に供し得る見通しがあるか否かを決定する。
- 5 防衛大臣は、第2項又は前項の規定による決定をしたときは、その決定に係る事項を各幕僚長等に通知する。

（研究改善に係る成果等）

第19条 各幕僚長等の指定する者は、所要の時期までに装備品等の研究改善に係る成果及び今後の進捗の見

積りを長官の指定する者に通知するものとする。

（事業管理の報告）

第 2 0 条 長官の指定する者は、予算の執行状況及び装備品等の研究開発の進捗状況等の概要について記載した事業管理報告を作成し、必要に応じて長官に報告するものとする。

2 長官の指定する者は、前項の事業管理報告について、必要に応じて各幕僚長等の指定する者に通知するものとする。

3 各幕僚長等の指定する者は、前項の規定により通知された事業管理報告を第 9 条第 6 項の装備品等研究開発要求の作成又は修正の資とするものとする。

4 各幕僚長等の指定する者は、実用試験及び装備品等の研究改善を実施した場合には、その実施の概要及び成果についての事業管理報告を作成し、長官の指定する者に通知するものとする。

（技術管理の報告）

第 2 1 条 長官の指定する者は、必要に応じて、将来の

装備品等の研究開発への技術継承等を目的として、装備品等の研究開発の技術的な結果、教訓等をまとめた技術管理報告を作成し、長官に報告するとともに、関係部署に通知するものとする。

（中止又は修正の指示）

第 2 2 条 長官は、研究開発不測事態報告、成果報告又は事業管理報告に係る防衛装備庁が実施する研究開発について、次に掲げる場合に該当するときは、防衛大臣に報告するものとする。

- (1) 装備品等の研究については研究目標が、装備品等の開発については目標性能が、それぞれ達成されないと見込まれる場合
- (2) 研究開発総経費、見積量産単価又はライフサイクルコストが著しく増大すると見込まれる場合
- (3) 完了時期が著しく遅延すると見込まれる場合
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、著しい事情の変更に
より、当該研究開発を継続することが適当でないと
認める場合

2 防衛大臣は、前項の規定による報告を受けた内容について、装備取得委員会に諮問し、その答申を踏まえて当該研究開発の中止又は年度業務計画の修正を長官に命ずる。

第 7 章 早期装備化を実現する装備品等の研究開発

第 23 条 長官及び各幕僚長等は、各種の技術の早期実装や装備品等の早期配備が特に必要となる場合は、次のいずれか又は全ての取組を行うこととし、その細部については、必要に応じ、長官が別に定めるものとする。

- (1) 長官は、防衛政策局長、整備計画局長及び各幕僚長等と調整の上、ブロック化開発（装備品等の性能を段階的に向上させる手法により装備品等の配備の時期を大幅に早める研究開発をいう。）を実施するものとする。ただし、各幕僚長等は、当該装備品等を試験的に使用する場合には、装備品等の部隊使用に関する訓令（平成 19 年防衛庁訓令訓令第 74

号) 第4条の規定による部隊使用の承認を受けずに
自衛隊の部隊の使用に供することができるものとする。
る。

- (2) 各幕僚長等は、防衛政策局長及び整備計画局長と調整の上、防衛政策上及び防衛力整備上の緊要性により当該装備品等の量産に早期に着手する必要がある場合には、第18条第3項の規定にかかわらず、装備品等の開発における設計又は試作の段階であっても、当該装備品等の研究開発で得られた成果に次に掲げる資料を付して防衛大臣に報告するとともに、長官に通知し、防衛大臣の諮問による装備取得委員会の答申を踏まえ、防衛大臣による当該量産の着手の決定を得るものとする。

ア 防衛政策局長及び整備計画局長からの当該量産の緊要性についての意見に関する資料

イ 長官からの当該量産に対するリスクの分析評価及び対応策に関する資料

ウ 長官からの研究開発成果の当該量産への反映要

領に関する資料

- (3) 長官は、装備品等の研究開発の短縮を図るため、複数に分割された契約により実施している装備品等の研究開発を一括で実施又は民間企業等に装備品等を構成する要素技術に関する研究の全てを委託し、当該研究の成果のみ報告を受ける研究委託契約を実施するものとする。なお、研究委託契約の実施に当たっては、第14条、第15条及び第17条の規定を適用しないことができるものとする。

第8章 雑則

第24条 この訓令の実施に関し必要な事項は、長官が定めるほか、各自衛隊等において必要な細部事項は各幕僚長等がそれぞれ定めるものとする。

附 則（抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この訓令による改正前の装備品等の研究開発に関する訓令により作成された次の表の左欄に掲げる書類は、それぞれ同表の右欄に掲げる改正後の装備品等の研究開発に関する訓令の規定により作成された書類とみなす。

技術研究開発要求見積書	装備品等研究開発見積 依頼
技術研究開発実施見積書	装備品等研究開発見積 り
技術研究要求書	装備品等研究開発要求
技術開発要求書	装備品等研究開発要求
技術研究本部の「年度業務計画」	防衛装備庁の「年度業務計画」

附 則（平成 28 年 3 月 31 日省訓第 37 号）

この訓令は、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の施行の日（平成 28 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 3 0 日省訓第 4 1 号）

この訓令は、令和 2 年 6 月 3 0 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 1 4 日省訓第 3 号）

この訓令は、令和 5 年 2 月 1 4 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の装備品等の研究開発に関する訓令又は研究開発報告に関する訓令（平成 2 7 年防衛装備庁訓令第 1 4 号。以下この項において「報告訓令」という。）により作成された次の表の左欄に掲げる書類は、それぞれ同表の右欄に掲げる改正後の装備品等の研究開発に関する訓令の規定により作成された書類とみなす。

年度業務計画の基本計画	年度業務計画
年度業務計画の実施計画	
年度業務計画の細部計画	

報告訓令第3条第5項第 1号に掲げる場合に行う 技術速報	研究開発不測事態報告
------------------------------------	------------